

「住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書」を送付します

対象者

住宅貸付の償還期間が10年(120回)以上ある借受人

①年末調整用

令和2年12月以前に借り受けた方には、**令和3年10月中旬**に送付予定です。

②確定申告用

令和3年1月から令和3年12月までに借り受けた方には、**令和4年1月中旬**に送付予定です。

注意事項

特別償還または償還期間の変更により**償還期間が10年(120回)未満となった場合は、特別控除の対象外となるため証明書が発行されません。**

住宅借入金等特別控除を受けるための要件等は、
最寄りの税務署または国税庁のホームページでご確認ください。